

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年8月2日付け健寿第476号（以下「本件処分」という。）で行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年7月20日付けで埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、別表に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し実施機関は、開示請求に係る公文書名を引用したうえで、文書を作成・取得しておらず、保有していないためと理由を付記して本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分について、令和6年10月7日付けで、処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和7年3月24日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問（諮問第398号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

令和6年4月15日付け感対第26号、同月8日付け健寿第37号、同月26日付け健寿第80号と同趣旨の開示請求がされて「公文書不開示」となる場合、本件

処分に係る公文書の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件処分について、立法事実の抗弁提出していない権限なき主体による不当利得返還請求権行使不作為による背任罪（刑法（明治40年法律第45号）第247条）背任幫助罪（刑法第62条・第247条）における故意（刑法第38条）・故意過失（民法（明治29年法律第89号）第709条）の主観的要件が充足している。

イ よって、公文書開示請求令和6年4月15日付け感対26号、同月8日付け健長37号、同月26日付け健寿第80号と本件処分との両方不開示は論理的整合性がない。

ウ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第4条違反類推適用、憲法21条違反、憲法31条違反であり、刑事訴訟法（明治23年法律第131号）第239条第2項違反が刑法第104条証拠隠滅罪を構成する。

(3) 反論書の趣旨

立法事実存在の抗弁が提出されておらず、立法事実不存在により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条「検査」非該当であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条「公益上の必要性」要件非充足である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

以下の理由から本件処分は妥当であり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(1) 事業の実施について

地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定し、自治体の裁量の下、公益上の必要がある場合に普通地方公共団体は補助事業を実施することができることと

されている。

審査請求人が言及している「妊産婦PCR検査助成事業」とは、埼玉県において令和2年9月1日から令和5年9月末日まで実施していた「埼玉県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業」（以下「本事業」という。）を指すと解するところ、本事業の実施にあたっては、国庫補助の根拠となる「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」及び同交付要綱（以下、両者を指して「国要綱」とする。）並びに国要綱に関連する通知等に基づいて、「埼玉県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業実施要綱」及び同交付要綱（以下、両者を指して「県要綱」とする。）を策定した。

本事業が国庫補助対象の事業であること、当時新型コロナウイルス感染症が流行しており分娩を控えた多くの妊婦が不安を抱えていた等の社会状況に照らし、検査費用に対して補助を行うことは県民の福祉の増進に資するものであり、補助事業を実施することについて公益上の必要があったといえる。

従って、本事業の実施については地方自治法上の根拠がある。

（２） 公文書の作成について

ア 公文書管理法第34条は、地方公共団体の文書管理について「地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」としている。埼玉県においては埼玉県文書管理規則（平成13年3月30日規則第61号、以下「文書管理規則」という。）を定め文書管理を行っている。文書の作成については、文書管理規則第5条において「本庁及び地域機関の事案の処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等を記録した文書等を作成しなければならない。」とされており、事案の処理の限りで文書の作成義務が生じる。

本事業は、埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和45年1月1日規則第1号）及び文書管理規則に則って策定された県要綱に基づいて実施し、検査実施医療機関又は被補助者より提出された書面及び証拠書類を確認し適正に委託料又は補助金を支出しており、事案の処理にあたって法令違反を疑う特別な事情はなかった。

よって、審査請求人の主張するような不当利得返還請求権（民法第703条）、不法行為に基づく損害賠償請求権（民法第709条）、背任罪（刑法第247条）の検討を行ったことはなく、それらに係る処理内容等を記録した文書を作成する義務はなく、また作成・取得する余地もなかった。

また、審査請求人の主張する論理的矛盾とは、審査請求人の主張する複数の事項から、不当利得返還請求権（民法第703条）、不法行為に基づく損害賠償請求権（民法第709条）、背任罪（刑法第247条）の主観的要件が成立すると仮定し、主観的要件が成立するのであれば実施機関にこれらについて反証する文書が存在するはずだとの主張と思料する。

しかし、本事業の実施において審査請求人の主張する不当利得返還請求権（民法第703条）、不法行為に基づく損害賠償請求権（民法第709条）、背任罪（刑法第247条）について検討すべき余地があったとは社会通念上考えられない。

以上より、審査請求人の主張は、実施機関に作成義務がなく、作成・取得する余地のない文書の存在に関する主張であり、理由がない。

イ 審査請求人の主張する本件処分の刑事訴訟法第239条第2項告発義務違反による刑法第104条証拠隠滅罪、公文書管理法第4条違反類推適用、憲法第21条違反、憲法第31条違反、憲法第13条違反については、アで述べた文書の作成義務及び作成・取得を前提とするものであり、理由がない。

ウ 審査請求人の主張する上記で触れた以外の一切の主張については、本件処分の違法性・不当性等に係る内容ではない。

5 審査会の判断

(1) 開示しない理由の提示について

ア 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、条例第14条第2項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとされている。また、本件処分は本件開示請求に対し、公

文書を開示しない、すなわち申請を拒否するものであることから、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に当たり、同処分をする場合には、手続条例第8条第1項及び第2項本文の規定により、申請者に対する処分と同時に理由を示さなければならず、当該処分を書面でするときは、理由も書面で示さなければならないとされている。この理由の提示は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、提示されるべき理由としては、不開示とする部分について、所定の開示理由のどれに該当するのかが開示請求者がその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決・集民166号773頁参照）。

イ 本件不開示決定通知書の開示しない理由の欄には、請求内容を引用したうえで、文書を作成・取得しておらず、文書を保有していないためと記載されていた。しかしながら、この記載では、対象公文書がそもそも作成されてはいないのか、作成されたものの保存年限の到来による廃棄等の事情で保有されなくなったのか、あるいは文書自体は存在するが組織的に用いられていないため公文書に該当しないと判断したのか等の事情を踏まえた理由を開示請求者が判別できず、不開示とされた理由を了知することができるとはいえない。

ウ しかし、提出された弁明書において、上記4のとおり文書が存在しない理由について補足的に説明がされており、開示請求人にとって了知し得る理由が提示され、それに対する反論の機会も保障されていた。

エ 弁明書に記載の文書不存在の理由については不自然、不合理な点は見受けられず、その他に実施機関が請求内容に合致する文書を作成すべき具体的な事情も見受けられなかった。

オ よって、本件処分の理由の提示については不足があるものの、その後弁明書により補完されたものと認められる。

(2) 小括

以上のことから、本件処分は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件処分は上記のとおり妥当であるが、情報公開制度の趣旨を鑑みれば、原処分の不開示決定において、開示請求人が了知し得る具体的な理由を記載すべきである。実施機関においては、今後この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

洞澤 秀雄、田畑 麗菜、松村 好恵

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年 3月24日	諮問(諮問第398号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年12月 1日	審議 (第三部会第195回審査会)
令和8年 1月19日	審議 (第三部会第196回審査会)
令和8年 2月19日	審議 (第三部会第197回審査会)
令和8年 3月25日	答申

開示請求する公文書の名称又は内容（一部抜粋）

3, A 知事・保健医療部長・感染症対策課長どのを行為主体とする妊産婦 PCR 検査費用助成不当利得返還請求権(民法 703 条)行使不作為・ハイペースで多数ワクチン(予防接種法 2 条「ワクチン」の定義にあたらぬワクチンと呼称されている遺伝子治療)接種を行う医療機関に対して支援金支給後の医療機関に対する不当利得返還請求権(民法 703 条)行使不作為について、刑法 247 条構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文

3, B 知事・保健医療部長・感染症対策課長どのを行為主体とする妊産婦 PCR 検査費用助成不当利得返還請求権(民法 703 条)行使不作為・ハイペースで多数ワクチン(予防接種法 2 条「ワクチン」の定義にあたらぬワクチンと呼称されている遺伝子治療)接種を行う医療機関に対して支援金支給後の医療機関に対する不当利得返還請求権(民法 703 条)行使不作為について、「法律上の原因なく」要件充足推定される。保健医療部長・感染症対策課長どのが、「法律上の原因なく」要件非充足と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文

4, A 知事・保健医療部長・感染症対策課長どのを行為主体とする妊産婦 PCR 検査費用助成不当利得返還請求権(民法 703 条)行使不作為・ハイペースで多数ワクチン(予防接種法 2 条「ワクチン」の定義にあたらぬワクチンと呼称されている遺伝子治療)接種を行う医療機関に対して支援金支給後の医療機関に対する不当利得返還請求権(民法 703 条)行使不作為について、刑法 247 条構成要件該当性・違法性阻却事由不存在が推定される。知事・204 号 235 号 890 号 106 号監査委員どのが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文

4, B 知事・保健医療部長・感染症対策課長どのを行為主体とする妊産婦 PCR 検査費用助成不当利得返還請求権(民法 703 条)行使不作為・ハイペースで多数ワクチン(予防接種法 2 条「ワクチン」の定義にあたらぬワクチンと呼称されている遺伝子治療)接種を行う医療機関に対して支援金支給後の医療機関に対する不当利得返還請求権

(民法703条)行使不作為について、「法律上の原因なく」要件充足推定される。知事・204号235号890号106号監査委員どのが、「法律上の原因なく」要件非充足と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文